山形市聴こえくっきり事業のお知らせ

山形市では**聴こえのフレイル(耳の虚弱(聴き取る機能の衰え))**対策として65歳以上の方を対象とした「**聴こえくっきり事業」**を実施しています。聴こえのフレイルを放置すると心身の活力の衰えが進み、認知症やうつ状態となるリスクが高まります。

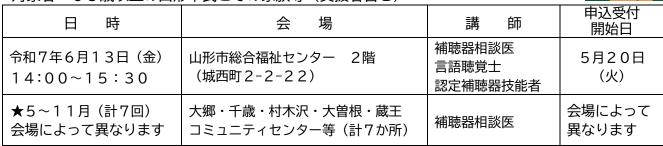
自らの聴こえの状態に早期に関心を持ち、心配な場合や聴こえにくさを感じた場合は、専門医から耳の状況を確認してもらったり、生活習慣に気をつけたりするなど早期の対策に取り組み、よい聴こえを手に入れ、豊かな生活を送りましょう。

普及啓発

介護予防教室「耳からの健康講座」

テーマ:「加齢性難聴」や「聴こえのフレイル」、聴こえにくい人への対応等について

対象者:65歳以上の山形市民とその家族等(支援者含む)



★地域包括支援センターが開催する教室です。詳しくは下記地域包括支援センターへお問い合わせください。 (なでしこ・山形西部・ふれあい・さくら・蔵王地域包括支援センター)

※日程が近い市報「広報やまがた」や市ホームページ、地域包括支援センターだより等をご確認ください。

早期発見

① 聴こえのチェック

対象者: 65歳以上の山形市民でこれまで参加したことのない方、補聴器を使用していない方

定 員:各日25~30名(事前申込が必要・いずれか1つのみ)

内容:アプリを活用し、聴こえの状態をチェックします。チェックの結果、語音聴取率が60%未満の

方は山形市内の補聴器相談医(耳鼻咽喉科)受診をお勧めします。

開催日	時間	会場	申込受付開始日
★6月25日(水)	14:00~15:30の間で	南部公民館(小荷駄町7-110)	
★7月29日(火)	13:30~15:00の間で 申込時に 受付時間を 決めます	篠田総合病院内(桜町2-68)	会場によって 異なります
★9月25日(木)		千歳コミュニティセンター(落合町1087-1)	
★10·11月 (計4回)		大郷・村木沢・大曽根・蔵王の 各コミュニティセンター	
12月2日(火)		- 日コミューティ ピンター 電城公民館(城西町2-2-15)	11月5日(水)
1 2 月 2 日 (火)		段水公氏路(水凸凹2-2-13)	1月5日(水)

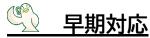
★地域包括支援センターが開催する事業です。詳しくは下記地域包括支援センターへお問い合わせください。 (なでしこ・山形西部・ふれあい・さくら・蔵王地域包括支援センター)

※日程が近い市報「広報やまがた」や市ホームページ、地域包括支援センターだより等をご確認ください。

② 自ら補聴器相談医を受診

「聴こえに不安を感じたら」、「聴こえにくさに気づいたら」、耳鼻咽喉科を受診しましょう。 ご自身で気づくだけでなく、周囲の家族の気づきも早期発見につながります。

※補聴器購入費の補助を受ける場合は、事業参加の同意や補聴器相談医の診察等が必要です。



補聴器購入費の助成

「聴こえのチェックに参加」または「自ら補聴器相談医を受診」された方で、下記に該当する方が 対象となります。

詳細をお知りになりたい方は、まずはお電話でお問い合わせください。

【補聴器購入費についての助成を希望される方】

*助成額:本体価格の2分の1<u>(両耳で4万円)が上限</u>です。

(ただし、補聴器処方に基づき**片耳のみ購入の場合は2万円を上限とします**)

- ●購入前の手続きが必要です。
- ●「自ら補聴器相談医を受診された方」: <mark>次回の受診前に市役所</mark>(2階28番窓口・長寿支援課)で申請書・アンケート・同意書等をご記入いただくなどの手続きが必要です。

認定補聴器専門店で購入される場合の申請手続きは、認定補聴器専門店が支援します。

●「**聴こえのチェックに参加された方**」:補聴器相談医への受診を勧められ、認定補聴器専門店で購入される場合の申請手続きは、認定補聴器専門店が支援します。

【購入費一部助成の対象者】

- ●下記のいずれにも該当する方が対象となります。
- (1) 山形市に住民票がある65歳以上の方
- (2) 「山形市聴こえくっきり事業」への協力に同意していただける方 *協力内容はこの事業に係る「アンケート調査」、「補聴器の継続装用」及び 「定期受診やアフターケアの継続等のフォローアップ」などになります。
- (3) 市内医療機関の補聴器相談医(耳鼻咽喉科医)の診断により、補聴器の装用が必要と診断された方
- (4) これまで補聴器を購入したことのない方(初めて購入する方のみ対象です)
- (5) 住民税が非課税の方(申請後に確認させていただきます)
- (6) 障害者総合支援法の補聴器に係る補装具費の支給対象とならない方
- (7) 市内の認定補聴器専門店で購入した方
- (8) 令和4年度以降「山形市聴こえくっきり事業補聴器購入費補助金」の交付を受けたことがない方(補助は一人1回のみとなります)
- (9) 生活保護法による医療扶助において現物支給の対象とならない方



フォローアップ

補聴器装用者対象

「聴こえのチェックに参加」または「自ら補聴器相談医を受診」された方で、認定補聴器専門店で補聴器を購入された方は、補聴器のメンテナンスを行うほか、定期的に補聴器相談医を受診し聞こえの状態の確認や評価を受けましょう。



【お問合せ先】

山形市役所 長寿支援課 予防推進係 電話:023-641-1212(内線 567・568・599)

【手続き窓口】

山形市役所 長寿支援課 2階 28番窓口

(令和7年4月作成)